

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 25 日（火）第 602 号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則（※）
（総務福利課取扱い） 1
- 鹿児島県教育職員免許状再授与審査会規則（※）
（教職員課取扱い） 3
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示
- 政治団体の名称等の公表
（選挙管理委員会取扱い） 4
- 公 安 委 員 会 規 則
- 警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則（※）
（留置管理課取扱い） 7
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示
（生活安全企画課取扱い） 7
- 県 立 病 院 局 企 業 告 示
- 指定納付受託者の指定（2 件）
（県立病院課取扱い） 7

教 育 委 員 会 規 則

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会規則第 4 号

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則（昭和36年鹿児島県教育委員会規則第 6 号）
の一部を次のように改正する。

第21条第 1 項に次の 1 号を加える。

(21) 学校運営協議会の設置に関すること。

第25条第 1 項の表特別支援教育課の項中「特別支援学校係」を「学事助成係 特別支援学校係」に改め、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項に定めるもののほか、総務福利課に教育 D X 推進室を置き、 I C T 基盤整備係及び教育デジタル推進係を置く。

第26条に次の 5 号を加える。

(27) 教育に関するデジタル・トランスフォーメーション（教育 D X）に係る企画及び総合調整並びに関連施策の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(28) 情報の教育課程及び情報技術に係る教育活動に関すること。

(29) 学校教育における I C T の活用のための環境の整備に関すること。

(30) 学校教育における I C T の活用の推進に関すること。

(31) 情報モラル及び情報セキュリティに関すること。

第26条に次の 1 項を加える。

2 教育 D X 推進室においては、前項第 27 号から第 31 号までに掲げる事務を分掌する。

第28条に次の 1 号を加える。

(13) 鹿児島県教育職員免許状再授与審査会に関すること。

第29条第 2 号中「幼稚園（）」を「幼稚園並びに県立の中学校（県立中学校にあつてはいろは中学校に係るものに限る。以下この条において同じ。）」に改め、同条中第13号を削り、第12号を第15号とし、第11号を第14号とし、第10号の次に次の 3 号を加える。

(11) 県立中学校の設置及び廃止に関すること。

(12) 県立中学校の生徒の募集及び入学者選抜に関すること。

(13) 鹿児島県いじめ防止等対策委員会に関すること（義務教育課の所管する学校に係るものに限る。）。

第30条第 2 号中「中学校（）」の次に「県立中学校にあつては楠集中学校に係るものに限る。以下この条において同じ。」を加え、「（保健体育課の所掌に属するものを除く。）」を削り、「こと」の次に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第21号及び第22号を削り、第20号を第21号とし、第 7 号から第19号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 遠隔授業（鹿児島県立高等学校における遠隔授業の実施に関する規則（令和 7 年鹿児島県教育委員会規則第 3 号）第 1 条に規定する遠隔授業をいう。）に関すること。

第30条の 2 第 2 号中「県立特別支援学校並びに」の次に「県立の高等学校及び中学校並びに」を加え、「（保健体育課の所掌に属するものを除く。）」を削り、「こと」の次に「（他課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第16号及び第17号を削る。

第39条第 1 項の表中

本庁	副教育長	教育長を補佐し、教育長の命を受け、教育庁の事務を掌理し、職員を指揮監督する。	を
	教育次長	教育長及び副教育長を補佐し、上司の命を受け、所掌の事務を掌理する。	
	課	課長	
	課	課長補佐	
	学校施設課	技術補佐	
	係	係長	

本庁	副教育長	教育長を補佐し、教育長の命を受け、教育庁の事務を掌理し、職員を指揮監督する。	に
	教育次長	教育長及び副教育長を補佐し、上司の命を受け、所掌の事務を掌理する。	
	課	課長	
	室	室長	
	課	課長補佐	
	室	室長補佐	
	学校施設課	技術補佐	
	係	係長	

改め、同条第 2 項の表学校教育 I C T 推進監の項を削り、同項の表中

主任指導主事	義務教育課 高校教育課 保健体育課 人権同和教育課	指導主事の職務の連絡調整	を
--------	------------------------------------	--------------	---

	出先機関	
主任指導主事	必要な本庁の課及び出先機関	指導主事の職務の連絡調整

改め、同表技術主幹の項の次に次のように加える。

学校支援専門官	必要な本庁の課及び出先機関	学校支援に関する事務
---------	---------------	------------

第49条に次の 1 号を加える。

(9) 鹿児島県教育職員免許状再授与審査会

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会規則第 5 号

鹿児島県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和 4 年文部科学省令第 5 号。以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、鹿児島県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審査会は、鹿児島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、特定免許状失効者等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号）第 2 条第 6 項に規定する特定免許状失効者等（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当する者を除く。）をいう。）に対する免許状の再授与に関する事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、省令第 3 条第 1 項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者として医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が任命する。

(委員の服務)

第 4 条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第 5 条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 会議の議事に直接の利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない。

4 会議は、公開しない。

(会議の書面開催)

第 6 条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(1) 改善更生の状況等に鑑み、明らかに再び免許状を授与することが適当でなく、対面での会議を開催したとしても、それ以上の議論の余地が認められない場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、会長が特別の理由があると認めた場合

（庶務）

第 7 条 審査会の庶務は、鹿児島県教育庁教職員課において処理する。

（雑則）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第 9 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による設立の届出があった政治団体、法第 7 条第 1 項の規定による異動の届出があった政治団体、法第 17 条第 1 項の規定による解散の届出があった政治団体、法第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の異動の届出があった政治団体及び資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

（1）政党の支部

ア 法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の 名 称	代表者の 氏 名	会計責任 者の氏名	主たる事務 所の所在地	公職の種類 (第一号)	1 以上の市 町村の区域 等を単位と して設けら れる支部	届 出 年 月 日
自由民主党鹿 児島県参議院 選挙区第一支 部	園田 修 光	岩切 隆 二	鹿児島市鴨 池新町 14- 9 ライドビ ル 202 号	参議院議員	○	令和 7 年 2 月 13 日

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の 名 称	代表者の 氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所 の 所 在 地	1 以上の市町 村の区域等を 単位として設 けられる支部	届 出 年 月 日
自由民主党鹿 児島県薩摩川 内市区第三支 部	内田 一樹	下原 政之	薩摩川内市西向田 町 6-32	○	令和 7 年 2 月 13 日

（2）その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所の所在地	届 出 年 月 日
かめさわ中後援会	亀澤 信二	前平 守	始良郡湧水町木場 2441-12	令和 7 年 2 月 28 日
永野和行後援会	永野 和行	永野 浩章	肝属郡肝付町後田 2417-1	令和 7 年 2 月 26 日
ひらせ十助後援会	平瀬 十助	平瀬 十助	肝属郡南大隅町根占川 北 38	令和 7 年 2 月 12 日
松尾博義後援会	松尾 博義	松尾 博義	薩摩郡さつま町平川	令和 7 年

			1443番地	2月19日
松下太葵後援会	八重尾 男樹	中村 寛希	霧島市国分広瀬2-24-18	令和7年 2月3日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
立憲民主党鹿児島県第3区総支部	野間 健	会計責任者の氏名	上蘭 雅登	潟野 修一	令和7年 1月22日

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党鹿児島第一総支部	森 昭男	会計責任者の氏名	上入佐 あゆみ	白賀 郁代	令和7年 2月4日
公明党鹿児島第二総支部	村野 俊作	会計責任者の氏名	児島 洋子	高田 チヨ子	令和7年 2月4日
公明党鹿児島第六総支部	與 勝廣	主たる事務所の所在地 代表者の氏名	奄美市名瀬金久町6-8 與 勝廣	奄美市名瀬長浜町18-7 大迫 勝史	令和7年 2月4日
自由民主党鹿児島県熊毛郡支部	日高 滋	会計責任者の氏名	池上 久志	岩川 豊明	令和7年 2月1日
自由民主党鹿児島県柔道整復師会支部	橋口 均	会計責任者の氏名	中野 勝	川添 亮	令和6年 7月17日
自由民主党鹿児島県測量設計支部	安永 幸信	会計責任者の氏名	東 英雄	土川 武文	令和6年 4月18日
自由民主党鹿児島県理容支部	寺園 洋行	会計責任者の氏名	植木 清幸	馬籠 俊昭	令和7年 2月1日
自由民主党松山支部	中村 久男	会計責任者の氏名	山口 和博	坂元 美幸	令和7年 2月15日
自由民主党南種子支部	岩坪 道信	会計責任者の氏名	中村 眞太郎	寺田 義春	令和7年 2月20日
日本共産党鹿児島県委員会	山口 広延	代表者の氏名	山口 広延	野元 徳英	令和6年 2月1日
日本共産党鹿児島県地区委員会	堅山 清隆	代表者の氏名 会計責任者の氏名	堅山 清隆 桂田 美智子	桂田 美智子 永田 義人	令和6年 12月10日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
ありかわ美子と虹色のみんなの会	有川 美子	主たる事務所の所在地	薩摩郡さつま町湯田2073番地36	薩摩郡さつま町鶴田3132番地	令和7年 2月2日
飯山英一後援会	飯山 英一	会計責任者の氏名	飯山 英一	飯山 康予	令和7年 2月17日
鹿児島県柔道整復	橋口 均	会計責任者	中野 勝	川添 亮	令和6年

師連盟		の氏名			7月17日
鹿児島県理容政治連盟	寺園 洋行	会計責任者の氏名	植木 清幸	馬籠 俊昭	令和 7 年 2 月 1 日
九日克典後援会	稲森 雅人	代表者の氏名	稲森 雅人	富田 久志	令和 7 年 1 月 31 日
児玉美環子後援会	児玉 美環子	主たる事務所の所在地	鹿屋市新川町 70-8	鹿屋市寿七丁目 6-16	令和 6 年 8 月 22 日
しおた康一後援会	塩田 康一	主たる事務所の所在地	鹿児島市荒田二丁目 55 番 15 号 1 F	鹿児島市荒田一丁目 42 番 2 号 1 F	令和 7 年 2 月 1 日
たてやま秀樹後援会	川畑 満英	主たる事務所の所在地	薩摩郡さつま町求名 3680 番地	薩摩郡さつま町求名 683	令和 7 年 2 月 25 日
徳留かずき後援会	徳留 和樹	政治団体の名称	徳留かずき後援会	徳留和樹後援会	令和 7 年 2 月 1 日
日高しげる後援会	有馬 伸一郎	会計責任者の氏名	池上 久志	浜 桜	令和 7 年 2 月 1 日
松尾ひろよし後援会	松尾 博義	政治団体の名称	松尾ひろよし後援会	松尾博義後援会	令和 7 年 2 月 20 日

3 解散の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党鹿児島県ふるさと振興支部	鹿児島市鴨池新町14-9 ライトビル202号	園田 修光	令和 7 年 2 月 1 日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
孝友会	鹿児島市上之園町22番21号	小森 孝文	令和 6 年 12 月 31 日
小森こうぶん後援会	鹿児島市上之園町22番21号	小森 孝文	令和 6 年 12 月 31 日
小脇清治と新しい屋久島をつくる会	熊毛郡屋久島町安房 1287-7	大迫 健正	令和 6 年 12 月 20 日
政治結社神州隼人会	鹿児島市宇宿 6-33-12	木原 芳郎	令和 6 年 12 月 31 日
清新会	熊毛郡屋久島町安房 1287-7	小脇 清治	令和 6 年 12 月 28 日
たかひでこ後援会	大島郡天城町与名間 874	高 英子	令和 6 年 12 月 20 日
C h a n g e 天城	大島郡天城町与名間 874	高 英子	令和 6 年 12 月 20 日
新原春二後援会	薩摩川内市矢倉町4361	城之下 八千男	令和 6 年 12 月 31 日
花田せいじ後援会	大島郡瀬戸内町嘉入 255-1	花田 誠司	令和 6 年 12 月 31 日
ひらせ十助後援会	肝属郡南大隅町根占川 北38	平瀬 十助	令和 7 年 2 月 12 日
松下太葵後援会	霧島市国分広瀬 2-24-18	荒木 祐太	令和 7 年 2 月 3 日

4 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
塩田 康一	しおた康一後援会	主たる事務所の所在地	鹿児島市荒田二丁目55番15号1F	鹿児島市荒田一丁目42番2号1F	令和7年2月1日

- 5 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体
法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
小脇 清治	清新会	令和6年12月28日
花田 誠司	花田せいじ後援会	令和6年12月31日

公安委員会規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第18号

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則（昭和29年鹿児島県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

本則中「1,236円」を「1,256円」に、「386円」を「392円」に、「425円」を「432円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第27号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和7年3月25日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	e とある魔術の禁書目録 一方通行 BIG RKA	株式会社オレンジ	5P0034
ぱちんこ遊技機	e バキ 2 X AM 2	株式会社アムテックス	410948
ぱちんこ遊技機	e / 冴えない彼女の育てかた / L X O 4	株式会社大都技研	4P1740
回胴式遊技機	L / いざ番長 / S B 8	株式会社サボハニ	430901

県立病院局企業告示

鹿児島県県立病院局企業告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和7年3月25日

鹿児島県県立病院事業管理者 原口優清

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
九州カード株式会社
福岡市博多区博多駅前四丁目 3 番 18 号
- 2 指定納付受託者を指定した日
令和 7 年 3 月 17 日
- 3 指定納付受託者に納付させる収入
県民健康プラザ鹿屋医療センター及び県立大島病院における鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 45 号）第 10 条に規定する使用料
- 4 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

鹿児島県県立病院局企業告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和 7 年 3 月 25 日

鹿児島県県立病院事業管理者 原口優清

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社鹿児島カード
鹿児島市泉町 3 番 3 号
- 2 指定納付受託者を指定した日
令和 7 年 3 月 17 日
- 3 指定納付受託者に納付させる収入
県立始良病院，県立薩南病院及び県立北薩病院における鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 45 号）第 10 条に規定する使用料
- 4 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで